



地球温暖化対策のための税について (参考資料)

平成22年12月8日
環境副大臣 近藤昭一

地球温暖化対策のための税に関する閣議決定・法律等

平成22年度税制改正大綱（平成21年12月22日閣議決定）（抄）

第4章 平成22年度税制改正

地球温暖化対策のための税については、今回、当分の間として措置される税率の見直しも含め、平成23年度実施に向けた成案を得るべく、更に検討を進めます。

車体課税については、エコカー減税の期限到来時まで、地球温暖化対策の観点や国及び地方の財政の状況も踏まえつつ、今回、当分の間として適用される税率の取扱いを含め、簡素化、グリーン化、負担の軽減等を行う方向で抜本的な見直しを検討します。

これらを法律において規定することとします。

所得税法等の一部を改正する法律（抄）

附 則

（地球温暖化対策のための税についての検討）

第百四十八条 政府は、地球温暖化対策のための税について、新租税特別措置法第八十八条の八第一項及び地方税法等改正法第一条による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）

附則第十二条の二の八の規定により当分の間規定する税率の取扱いを含め、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

地球温暖化対策基本法案（抄）

（地球温暖化対策のための税の検討その他の税制全体の見直し）

第十四条 国は、地球温暖化対策を推進する観点から、税制全体のグリーン化（環境への負荷の低減に資するための見直しをいう。）を推進するものとする。

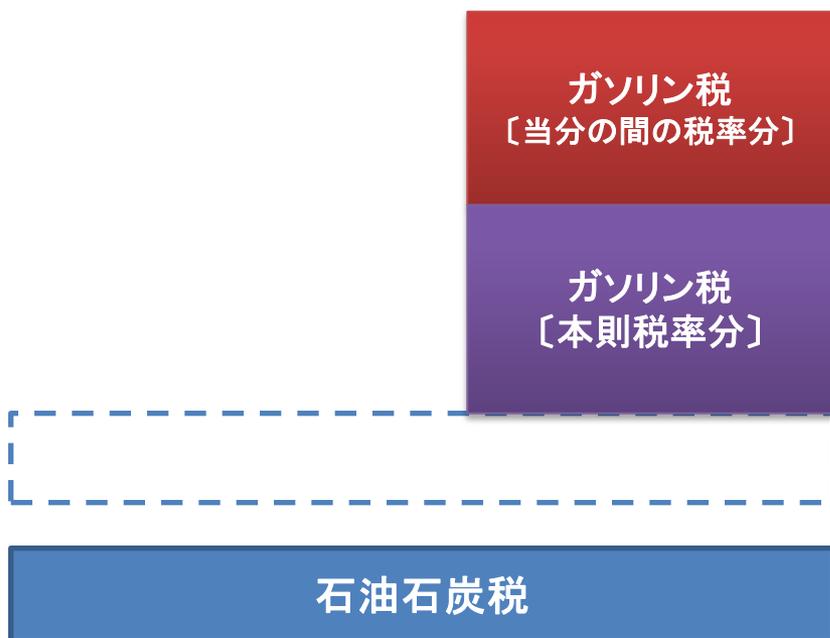
2 国は、前項の規定による税制全体のグリーン化の推進においては、地球温暖化対策のための税について、平成二十三年度の実施に向けた成案を得るよう、検討を行うものとする。

地球温暖化対策のための税の提案のイメージ

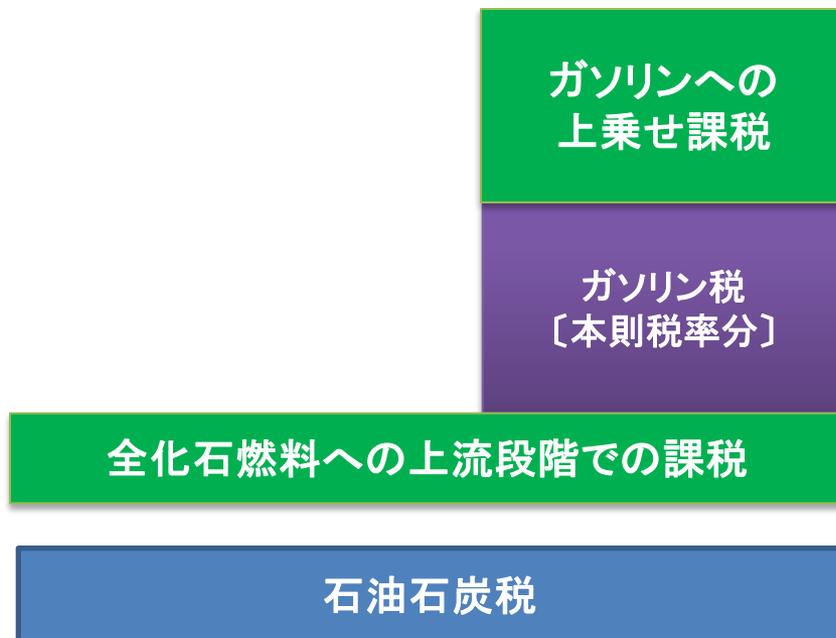
「地球温暖化対策のための税」の導入目的

課税によるCO₂排出抑制に加え、課税により確保した税収を地球温暖化対策に使うことで、CO₂排出抑制への二重の効果と、環境関連産業の成長を通じた経済活性化をともに期待。

〔 現行制度 〕



〔 提案のイメージ 〕



「地球温暖化対策のための税」の骨子

1. 基本的な考え方

【課税対象】

○ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料、天然ガス、LPG、石炭といった全ての化石燃料を対象に、幅広く負担を求める。

【税率】

○CO₂排出抑制効果や、国の地球温暖化対策に必要な所要財源、各化石燃料の担税力、国際的な税負担のバランスを勘案しつつ、税率を設定。

【課税の基本的な仕組み】

○現行の石油石炭税の課税対象である全化石燃料については、家庭を含めた幅広い分野をカバーし、執行が容易・確実となるような簡素性を考え、輸入者・採取者の段階（現行の石油石炭税の課税段階）で課税する。その税率はCO₂排出量に応じたものとする。

○ガソリンについては、

- ・他の主要国でも他の化石燃料に比べ高率の課税が行われていること
- ・運輸部門のCO₂排出量に占める割合が多いこと
- ・運輸部門の多くの部分は国内排出量取引制度で直接にカバーされないことからCO₂排出抑制効果が働かないことから、これに加えて、製造者等の段階（現行の揮発油税の課税段階）で、上乘せの負担を求める。

【実施時期】

○平成23年度から実施する。

※ 「地球温暖化対策のための税」の最終的な税目については、用途となる歳出の具体的内容、CO₂排出抑制効果をはじめ地球温暖化対策の中での位置づけ等を勘案の上、年末までに決定する。

2. 全化石燃料への課税

【課税の具体的仕組み】

○原油、石油製品（ガソリン、軽油、重油、灯油、航空機燃料）、ガス状炭化水素（天然ガス、LPG等）、石炭を対象に輸入者・採取者の段階で課税する。

【軽減措置】

○現行石油石炭税で免税となっている以下については、輸入者、採取者段階の課税の下でも執行できるシステムが整っていることや、政策的必要性が認められることから、免税とする。

- ・製品原料としての化石燃料（ナフサ）
- ・鉄鋼製造用の石炭・コークス
- ・セメントの製造に使用する石炭
- ・農林漁業用A重油

【使途】

○エネルギー起源CO₂の排出抑制対策に全額充てることとし、その具体的仕組みについては、現行エネルギー対策特別会計を活用しつつ、経済産業大臣と環境大臣が管理する。その名称等については、歳出の具体的内容、地球温暖化対策の中での位置づけを勘案のうえ、年末までに検討する。

【税率】

○原油、石油製品、ガス状炭化水素、石炭にCO₂排出量に応じた負担を求めるが、その具体的な税率水準については、エネルギー起源CO₂の排出抑制に向けた財源、CO₂排出抑制効果、国際的な税負担のバランスを勘案し、年末までに決定する。

3. ガソリンへの上乗せ課税

【課税の内容】

○現行のガソリン税に係る「当分の間の税率」について、そのCO₂排出抑制効果を税制上明確に位置づけ、かつ、現在の抑制効果を最低限維持する観点から、税の名称を変えつつ、現行負担水準を維持する。

【使途】

○地球温暖化対策の歳出・減税に優先的に充てることとするが、特定財源とはしない。

25%削減達成に向けて実施する必要がある 地球温暖化対策予算に係る基本的考え方について

- 地球温暖化対策については、京都議定書の目標達成のための施策の強化に加え、「2020年までに1990年比25%削減」の達成と新成長戦略の柱であるグリーンイノベーションによる成長を実現するため、低炭素社会への経済社会の変革を図る温室効果ガスの削減目標の達成のための施策を展開することが必要である。

特に、温室効果ガス排出量の削減の進捗が遅れている中小事業者や家庭を中心に、機器や設備の更新等を大胆にかつ加速度を持って進め、需要サイドから経済社会を変革し、温室効果ガスの排出削減と成長が両立した低炭素社会を構築していかなければならない。

環境省としては、従前の特別会計で実施する施策に加え、以下の施策に責任を持って取り組む。環境省の要望する地球温暖化対策のための税の創設の取扱いとあわせ、予算編成の過程において検討することをお願いしたい。

1. 日々の暮らしのエコ化促進事業
2. チャレンジ25 低炭素地域づくり加速化事業
3. 地球温暖化対策加速化支援無利子融資事業
4. 排出削減クレジット活用低炭素ビジネス支援事業
5. 我が国・途上国間におけるwin-win 型国際排出削減等クレジットメカニズム推進事業

日本とEU諸国のエネルギー課税の税率の比較

(2010年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス	電気
日本	55.84 (円/ℓ) 揮発油税 : 53.80 石油石炭税 : 2.04	34.14 (円/ℓ) 軽油引取税 : 32.10 石油石炭税 : 2.04	2.04 (円/ℓ) 石油石炭税 : 2.04	0.70 (円/kg) 石油石炭税 : 0.70	1.08 (円/kg) 石油石炭税 : 1.08	0.375 (円/kWh) 電源開発促進税 : 0.375
イギリス	92.17 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 92.17	92.17 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 92.17	17.00 (円/ℓ) 炭化水素油税 : 17.00	2.06 (円/kg) 気候変動税 : 2.06	4.91 (円/kg) 気候変動税 : 4.91	0.757 (円/kWh) 気候変動税 : 0.757
ドイツ	89.95 (円/ℓ) エネルギー税 : 89.95	64.65 (円/ℓ) エネルギー税 : 64.65	16.08 (円/ℓ) エネルギー税 : 16.08	1.17 (円/kg) エネルギー税 : 1.17	14.05 (円/kg) エネルギー税 : 14.05	2.817 (円/kWh) 電気税 : 2.817
フランス	83.41 (円/ℓ) 石油産品国内消費税 : 83.41	58.88 (円/ℓ) 石油産品国内消費税 : 58.88	2.29 (円/ℓ) 石油産品国内消費税 : 2.29	1.17 (円/kg) 石炭税 : 1.17	3.04 (円/kg) 天然ガス消費税 : 3.04	- 地方電気税 : 従価税 (注5)
オランダ	98.12 (円/ℓ) 鉱油税 : 98.12	57.87 (円/ℓ) 鉱油税 : 57.87	4.63 (円/ℓ) 鉱油税 : 4.63	1.84 (円/kg) 石炭税 : 1.84	34.44~1.73 (円/kg) エネルギー税	15.310~0.069 (円/kWh) エネルギー税
フィンランド	86.17 (円/ℓ) 液体燃料税 -基本税 : 78.67 -付加税 : 6.57 -戦略備蓄料 : 0.93	50.02 (円/ℓ) 液体燃料税 -基本税 : 42.15 -付加税 : 7.39 -戦略備蓄料 : 0.48	8.29 (円/ℓ) 液体燃料税 -基本税 : - -付加税 : 7.94 -戦略備蓄料 : 0.35	6.94 (円/kg) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 6.78 -戦略備蓄料 : 0.16	5.37 (円/kg) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 5.15 -戦略備蓄料 : 0.21	0.361 (円/kWh) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 0.344 -戦略備蓄料 : 0.018
デンマーク	78.47 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 71.59 CO2税 : 6.88	58.79 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 51.17 CO2税 : 7.62	46.87 (円/ℓ) 鉱油エネルギー税 : 38.68 CO2税 : 8.18	37.24 (円/kg) 石炭税 : 29.61 CO2税 : 7.63	74.38 (円/kg) 天然ガス税 : 64.42 CO2税 : 9.96	13.300 (円/kWh) 電気税 : 12.157 CO2税 : 1.144
EU最低税率	49.34 (円/ℓ)	45.35 (円/ℓ)	1.86 (円/ℓ)	0.53 (円/kg)	1.38 (円/kg)	0.069 (円/kWh)

(注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路・交通関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、天然ガス、及び電気については事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、天然ガス、電気に対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、天然ガスは事業用、及び電気は事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。電気に対しては地方電気税があり、課税標準は契約電力によって異なる(税抜電気料金の0~80%)。税率は市で最大8%、県で最大4%である。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガス・電気は事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、軽油は無硫黄、電気は鉱業・工業・温室内の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,805円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けをしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、天然ガスは非動力用、電気は非居住用電力の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約2,867円に設定されており、表中では網掛けをしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、天然ガスは加熱・事業用、電気は事業用の税率。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/ℓ)・0.65(kg/m3)、及び石炭・天然ガスについては環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」による係数25.7(GJ/トン)・43.5(MJ/m3)を用いて単位を揃えている。

(備考2) 為替レート: 1ポンド=約161.17円、1ユーロ=約137.43円、1デンマーク・クローネ=約18.45円(2008年4月から2010年3月までの為替レートの平均値、Bloomberg)

日本とEU諸国のCO2排出量1トンの当たりのエネルギー課税の税率の比較 (2010年4月現在)

	ガソリン	軽油	重油	石炭	天然ガス
日本	24,052 (円) 揮発油税 : 23,173 石油石炭税 : 879	13,207 (円) 軽油引取税 : 12,418 石油石炭税 : 789	753 (円) 石油石炭税 : 753	301 (円) 石油石炭税 : 301	400 (円) 石油石炭税 : 400
イギリス	39,701 (円) 炭化水素油税 : 39,701	35,657 (円) 炭化水素油税 : 35,657	6,275 (円) 炭化水素油税 : 6,275	887 (円) 気候変動税 : 887	1,441 (円) 気候変動税 : 1,441
ドイツ	38,743 (円) エネルギー税 : 38,743	25,009 (円) エネルギー税 : 25,009	5,934 (円) エネルギー税 : 5,934	501 (円) エネルギー税 : 501	4,120 (円) エネルギー税 : 4,120
フランス	35,926 (円) 石油産品内国消費税 : 35,926	22,776 (円) 石油産品内国消費税 : 22,776	844 (円) 石油産品内国消費税 : 844	502 (円) 石炭税 : 502	891 (円) 天然ガス消費税 : 891
オランダ	42,265 (円) 鉱油税 : 42,265	22,386 (円) 鉱油税 : 22,386	1,709 (円) 鉱油税 : 1,709	792 (円) 石炭税 : 792	10,098~508 (円) エネルギー税
フィンランド	37,115 (円) 液体燃料税 -基本税 : 33,883 -付加税 : 2,830 -戦略備蓄料 : 403	19,352 (円) 液体燃料税 -基本税 : 16,306 -付加税 : 2,860 -戦略備蓄料 : 186	3,058 (円) 液体燃料税 -基本税 : - -付加税 : 2,931 -戦略備蓄料 : 128	2,982 (円) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 2,912 -戦略備蓄料 : 70	1,573 (円) 電気・特定燃料税 -基本税 : - -付加税 : 1,510 -戦略備蓄料 : 63
デンマーク	33,800 (円) 鉱油エネルギー税 : 30,837 CO2税 : 2,964	22,743 (円) 鉱油エネルギー税 : 19,796 CO2税 : 2,947	17,297 (円) 鉱油エネルギー税 : 14,276 CO2税 : 3,021	15,997 (円) 石炭税 : 12,720 CO2税 : 3,277	21,808 (円) 天然ガス税 : 18,887 CO2税 : 2,920
EU最低税率	21,251 (円)	17,545 (円)	685 (円)	228 (円)	404 (円)

(注1) 用途は基本的に一般財源(但し、ドイツのエネルギー税についてはその一部を道路・交通関連の支出に充てることが法令上定められている、等の例外がある。)

(注2) ガソリン及び軽油については無鉛・交通用、重油、石炭、及び天然ガスについては事業用を前提としている。その他、各種減免措置あり。

(注3) イギリスのガソリンは無鉛の税率。また、石炭、及び天然ガスに対する気候変動税については事業用のみ課税される。

(注4) ドイツのガソリンは無鉛・低硫黄、軽油は低硫黄、重油は事業用、及び天然ガスは事業用の税率。

(注5) フランスのガソリンは低鉛・動力用、軽油は非事業用の税率。また、石炭税、及び天然ガス消費税は事業用のみ課税される。

(注6) オランダのガソリンは無鉛、軽油は交通用、天然ガスは事業用の税率。

(注7) フィンランドのガソリンは改変無硫黄、及び軽油は無硫黄の税率。各税の付加部分(CO2課税部分)はCO2排出量1トン当たり約2,805円に設定されており(ただし、天然ガスは半額)、表中で網掛けしている。

(注8) デンマークのガソリンは無鉛、軽油は動力用、及び天然ガスは非動力用の税率。なお、デンマークのCO2税はCO2排出量1トン当たり約2,867円に設定されており、表中で網掛けしている。

(注9) EU最低税率はEC指令で定められており、ガソリンは無鉛・動力用、軽油は動力用、重油は加熱・事業用、石炭は加熱・事業用、及び天然ガスは加熱・事業用の税率。

(備考1) 各国政府資料、及びEUホームページ「Taxes in Europe Database」の税率を基に、重油・天然ガスについては比重0.9(kg/l)・0.65(kg/m3)、及び環境省・経済産業省「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」により、ガソリンは「ガソリン」、重油は「A重油」、石炭は「一般炭」、天然ガスは日本については「液化天然ガス」、その他の国については「天然ガス」の係数を用いて換算している。

(備考2) 為替レート: 1ポンド=約161.17円、1ユーロ=約137.43円、1デンマーク・クローネ=約18.45円(2008年4月から2010年3月までの為替レートの平均値、Bloomberg)